

児童扶養手当の支給

父母の離婚・死亡などで、父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者または、20歳未満で一定の障害のある者）が育成されるひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

● 手当を受けるには

必要書類を添えての申請が必要です。申請者や生計同一の扶養義務者の所得状況によって支給制限があります。

※請求または児童が公的年金給付などを受給している場合は、その公的年金給付などの額が児童扶養手当の額より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を受給することができます。

※障害基礎年金などを受給している場合は、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給することができます。

● 次の場合は手当を受けることができません。

- ① 児童や父（母）などが日本国内に住んでいないとき。
- ② 児童が里親に委託されたり、児童

福祉施設などに入所しているとき。

③ 父（母）が婚姻しているとき。

※婚姻の届け出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。

④ 請求者が母の場合、児童が父と生計を同じくしているとき（父障害該当の場合を除く）。請求者が父の場合、児童が母と生計を同じくしているとき（母障害該当の場合を除く）。

手当支給月額（令和4年度（2022年度））

児童1人目	
全部支給	4万3,070円
一部支給	4万3,060円～1万160円
児童2人目	
全部支給	1万170円
一部支給	1万160円～5,090円
児童3人目以降	
全部支給	6,100円
一部支給	6,090円～3,050円

問 やすらぎ福祉課（金屋庁舎）

後期高齢

後期高齢者医療制度 保険料率などが改定

和歌山県後期高齢者医療制度の令和4・5年度（2022・2023年度）保険料率などが決定しました。保険料は等しく負担いただく「均等割額」と、所得に応じて決まる「所得割額」の合計額となります。

所得の少ない方には世帯の所得状況に応じて7割、5割、2割の均等割額軽減制度があります。また、保険料の賦課限度額（上限保険料額）が66万円に変更されます。

年度	均等割額	所得割率	賦課限度額 (上限保険料額)
令和4・5年度 (2022・2023年度)	5万317円	9.33%	66万円
令和2・3年度 (2020・2021年度)	5万304円	9.51%	64万円

令和4年度（2022年度）の保険料額の通知は7月中旬に送付します。

問 住民課（吉備庁舎）

和歌山県後期高齢者医療広域連合
（和歌山市吹上2丁目1番22号）

☎ 073・428・6688

税金

ご自分の土地・家屋を ご確認ください

土地・家屋価格等縦覧帳簿

令和4年（2022年）1月1日現在で所有する土地や家屋の価格などについて、固定資産課税台帳への登録が完了したので、次のとおり縦覧いただけます。

● 縦覧期間／4月1日（金）～5月31日（火）

※役場開庁日時に基づく

● 縦覧場所／税務課（吉備庁舎）

地方税法の規定に基づき、土地（宅地など）の価格の下落修正などを行っております。

登録価格に疑問がある場合は、縦覧期間の初日から納税通知書の交付を受けた日後3カ月までの間に限り、審査を申し出ることができます。

問 税務課（吉備庁舎）